

道民アイデア整理表

アイデア名	農林漁業の移住者募集
-------	------------

【アイデアの概要】

- 人口減少により離農が後を絶たない中で、農林漁業について、外国人や道外在住者の移住者を募り、地域を活性化させる。

【事実関係の整理】

- 外国人が日本に入国・在留するためには、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有することが必要である。就労活動ができる在留資格のうち農林漁業に従事することのできるものは、現状、開発途上地域等への技能等の移転を目的とした「技能実習」に限られる。
- 農業及び漁業関係の職種には、在留資格「技能実習1号」に基づき1年間の技能実習を行った後、在留資格を「技能実習2号」に変更することで、最大で更に2年間の技能実習が可能となるものがある。一方、林業分野で「技能実習2号」への移行対象職種に含まれているものは存在しない。
- 道内では、農業1,868人、漁業57人の外国人が当該制度を利用している（北海道経済部「平成27年外国人技能実習制度に係る受入状況調査結果報告書」）。
- なお、外国人技能実習制度については、優良な実習実施者・監理団体に限定して4～5年目の技能実習が可能となる改正法が平成29年11月に施行される。
- また、政府は、国家戦略特別区域内で、一定の知識経験などを有する外国人が農業支援活動を行うことを可能とする法律案を今年の通常国会に提出している。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

道では、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設について、平成20年3月に道州制特区提案を行っており、その結果、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については国において今後検討することとされたところ。

農林漁業に従事する外国人人材の受入れに関する本提案は、出入国管理に関する基準の変更という点で、平成20年3月の提案に含まれる内容であるので、一旦検討終了とする。